

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 3 | 小児慢性特定疾病医療費給付事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福島県は、小児慢性特定疾病医療給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる。

特記事項

しきい値判断の結果、特定個人情報評価の実施義務がなくなったことから、今後評価を実施しないこととする。令和11年2月10日まで評価書を公表することとする。

評価実施機関名

福島県知事

公表日

令和8年2月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 児童福祉法に基づき、支給認定を受けた小児慢性特定疾病の患者が小児慢性特定疾病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付を行う事務。 小児慢性特定疾病の受給者等が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額等を記載した小児慢性特定疾病医療受給者等を記載した小児慢性特定疾病医療受給者証を交付する。 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付に当たっては、番号法の別表の八に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報等)を入手する。 小児慢性特定疾病の支給に関する情報は情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへ提供情報の登録を行う。 住民票が加入する医療保険の加入状況等によって自己負担上限額が確定するため、前年度の住民税に関する情報や生活保護等の受給情報など照会し、自己負担上限額の決定を行っている。 |
| ③システムの名称 | 小児慢性特定疾患システム、統合宛名システム、中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 小児慢性特定疾患対策事業認定 | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表八 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表十三 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十二、八十、百二十五、百五十八、百六十一 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部こども未来局子育て支援課 |
| ②所属長の役職名 | 子育て支援課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁西庁舎3階 総務部 文書総務課 024-521-7083 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 福島県保健福祉部こども未来局子育て支援課 母子保健担当 024-521-8205 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|--------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人未満(任意実施)] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 小児慢性特定疾患システムでマイナンバーを取得するのではなく、申請者が登録したマイナ保険証の提供により国のシステムPMHと連携され真正性確認を行っている。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] | <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ①当庁システム側で、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。 ②アクセス権限の所有者は、ID/PW等の管理を適切に行い、離席時のログアウトを徹底する。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和8年2月10日 | Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 | 1,000人以上1万人未満 | 1,000人未満(任意実施) | | |
| 令和8年2月10日 | Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 計数時点 | 令和1年5月28日 | 令和7年4月1日 | | |
| 令和8年2月10日 | Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 | 令和1年5月28日 | 令和7年4月1日 | | |
| 令和8年2月10日 | Ⅲしきい値判断結果 | 基礎項目評価の実施が義務付けられる | 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない | | |
| 令和8年2月10日 | Ⅵリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | 新設 | 十分である | | |
| 令和8年2月10日 | Ⅵリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠 | 新設 | 小児慢性特定疾病システムでマイナンバーを取得するのではなく、申請者が登録したマイナ保険証の提供により国のシステムPMHと連携され真正性確認を行っている。 | | |
| 令和8年2月10日 | Ⅵリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 | 新設 | [1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 | | |
| 令和8年2月10日 | Ⅵリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】判断の根拠 | 新設 | ①当庁システム側で、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している ②アクセス権限の所有者はID/PW等の管理を適切に行い、離席時のログアウトを徹底する。 | | |
| 令和8年2月10日 | Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一項番7 | 番号法第9条第1項 別表8 | | |
| 令和8年2月10日 | Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | (別表第二における情報照会の根拠)項番9 (別表第二における情報照会の根拠)項番26、56の2、87 | 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表十三 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十二、八十、百二十五、百五十八、百六十一 | | |